

市有財産（樹木）売買契約書（案）

売出人館山市（以下「甲」という）と買受人（以下「乙」という）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

（1） 売買物件の表示等

- ① 目通り周：約 1.1m
高 さ：約 8m
枝 張 り：約 6m
- ② 目通り周：約 1.8m
高 さ：約 9m
枝 張 り：約 7m
- ③ 目通り周：約 1.2m
高 さ：約 10m
枝 張 り：約 6m
- ④ 目通り周：約 45cm
（立ち枯れ）
- ⑤ 目通り周：約 1.8m
高 さ：約 9m
枝 張 り：約 7m

第2条 売買代金は金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金108,000円を甲に納付するものとする。

契約保証金については、入札参加申込の際に納付した入札保証金を充当とする。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（売買代金の納入期限）

第4条 乙は、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、甲が発行する納入通知書により、一括して平成30年9月6日までに館山市指定金融機関等に納入するものとする。

（契約保証金の充当）

第5条 契約保証金は、前条に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

(契約保証金の処分)

第6条 乙が、第4条の指定日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は、市に帰属するものとする。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

(所有権移転の手続き)

第8条 甲は、乙とこの契約締結後、売払代金の残金納付期限までに残金の納付確認を必要とする。

(売買物件の引渡し)

第9条 売買物件の引渡しは、甲から乙に現状のまま引き渡すものとする。

2 乙は、売買物件の引き渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに、受領書を甲に提出するものとする。

3 引渡し期限は、平成31年2月28日までとする。

4 売却物件の引き渡しに係る費用等は、乙の負担とする。

5 引渡し作業（掘起しおよび埋戻し）には、甲の担当者の現地確認を経て引き渡し完了とする。

(危険負担)

第10条 この契約締結後売買物件の引渡しまでにおいて、売買物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は、乙の負担とする。

(担保責任)

第11条 本契約は現状有姿による売買であり、乙は、この契約締結後売買物件に隠れた瑕疵などのあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

(乙の原状回復義務等)

第13条 乙は前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が当該売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、登記等を行った場合は甲の指定する日までに当該売買物件の抹消登記等の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約の定めを履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金)

第15条 甲は、第12条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙の支払った売買代金を返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、第12条の規定によりこの契約を解除された場合においては、売買代金に要した費用、売買物件に関し支出した必要費、有益費その他乙が負担した一切の費用を甲は乙へ返還しない。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結及び履行に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第18条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 館山市北条1145番地の1
館山市
館山市長 金丸謙一

乙